

定 款

(令和5年3月1日改正)

株式会社 **ニッキ**
NIKKI CO., LTD.

株式会社ニッキ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ニッキと称し、英文では NIKKI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 気化器及び燃料ポンプの製作並びに販売。
- (2) 諸機械及び器具の製作並びに販売。
- (3) 電子制御燃料噴射装置用機器の製作及び販売。
- (4) 不動産の賃貸に関する事業。
- (5) 医療機器の製作及び販売。
- (6) 各種機械器具、工具、電気機器、電子機器、車両、電動車、船舶及びこれらの部品等の輸出入、製造及び販売。
- (7) 技術コンサルティング業務。
- (8) 前各項に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(在外株主等の仮住所又は代理人)

第12条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人で日本国内に住所又は居所を有しない者は、国内に仮住所又は代理人を定めて、これを株主名簿管理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社に取締役10名以内を置くことができる。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって、会社を代表すべき取締役2名以内を選定する。

但し、取締役社長は、代表取締役でなければならない。

2. 代表取締役は取締役会の決議に基づき業務を執行し、会社業務の全般を統轄する。

(取締役会)

第24条 取締役は取締役会を構成し、会社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。但し、取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前にこれを発する。但し、緊急を要する場合には、更にその期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社に監査役 4 名以内を置くことができる。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 35 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より 3 日前にこれを発する。但し、緊急を要する場合には、更にその期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて決定する。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人との責任限定契約)

第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第 43 条 取締役会の決議により、当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(注) 昭和 34 年 11 月 25 日改正

昭和 35 年 3 月 15 日改正

昭和 36 年 5 月 30 日改正

昭和 36 年 11 月 27 日改正

昭和 37 年 3 月 5 日改正

昭和 37 年 5 月 30 日改正

昭和 41 年 11 月 29 日改正

昭和 48 年 5 月 30 日改正

昭和 50 年 5 月 30 日改正

昭和 57 年 6 月 30 日改正

昭和 63 年 6 月 29 日改正

平成 3 年 6 月 27 日改正

平成 4 年 6 月 26 日改正

平成 6 年 6 月 29 日改正

平成 13 年 6 月 28 日改正

平成 13 年 10 月 1 日改正

平成 14 年 6 月 27 日改正

平成 15 年 6 月 27 日改正

平成 16 年 6 月 29 日改正

平成 17 年 6 月 29 日改正

平成 18 年 6 月 29 日改正

平成 21 年 6 月 26 日改正

平成 22 年 1 月 6 日改正

平成 27 年 6 月 26 日改正

平成 29 年 6 月 29 日改正

平成 30 年 6 月 28 日改正

令和 4 年 6 月 29 日改正

令和 5 年 3 月 1 日改正